

議案第 号

宝塚市ふるさとまちづくり基金条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市ふるさとまちづくり基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年（2026年）2月13日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市ふるさとまちづくり基金条例の一部を改正する条例

宝塚市ふるさとまちづくり基金条例（平成20年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7） 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

宝塚市ふるさとまちづくり基金条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市ふるさとまちづくり基金条例(平成20年条例第37号)新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業に要する費用に充てる場合に限り、予算に計上して処分することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> | <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業に要する費用に充てる場合に限り、予算に計上して処分することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業</u></p> <p>(8) (略)</p> |

○地域再生法

(平成十七年四月一日)

(法律第二十四号)

(地域再生計画の認定)

第五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2・3 (略)

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 (略)

二 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略にまち・ひと・しごと創生法第九条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に同法第十条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であつて前号イ又はロに掲げるもののうち、地方公共団体（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けないことその他の政令で定める要件に該当する都道府県及び市町村、地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合並びに港湾法第四条第一項の規定による港務局を除く。）が法人からの寄附（当該事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。）を受け、その実施状況に関する指標を設定することその他の方法により効率的かつ効果的に行うもの（第十三条の三において「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。）に関する事項

三～十八 (略)

5～18 (略)

令和8年(2026年)2月2日
第21回都市経営会議資料

宝塚市ふるさとまちづくり基金条例の 一部を改正する条例について(概要)

企画経営部 企画政策課

1 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

- 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、平成28年（2016年）4月から制度が開始され、令和7年度税制改正において令和9年度（2027年度）末まで延長された。
- 内閣府が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、約3割の損金算入措置に加え、法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）に係る税額控除の措置がさらに最大6割受けられ、税の軽減効果は最大で寄附額の約9割となる。
- 本市においては、令和2年（2020年）8月に地域再生計画の承認を受け、企業版ふるさと納税に係る寄附金を募っている。

【本市の寄附活用事業】※第2期夢・未来 たからづか創生総合戦略の基本目標に掲げる事業

- ①心がつながり、健康と安心を実感できるまちづくり事業
- ②子どもがいきいきと育ち、子育て世代に選ばれるまちづくり事業
- ③活力あふれる、創造性豊かなまちづくり事業

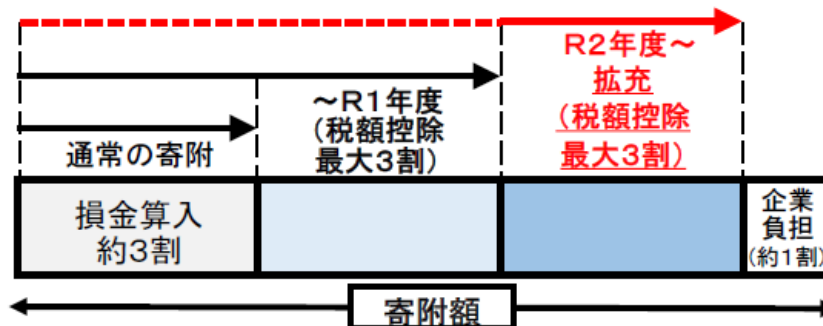
【参考】制度概要

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

※ 令和7年度税制改正において、制度改善策を講じることを前提に、適用期限を3年間（令和9年度まで）延長

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
 - ※ 地方公共団体のホームページ・広報誌等による寄附企業名の紹介や、公正なプロセスを経た地方公共団体との契約などは問題ありません。（Q&A等参照）
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要
 - ※ 以下の地方公共団体は対象外。
 - ①不交付団体である東京都
 - ②不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村
 - ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

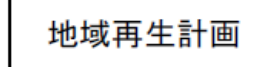
- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限）

活用の流れ

①地方公共団体が地方版総合戦略を策定



②①の地方版総合戦略を基に、地方公共団体が地域再生計画を作成



③計画の認定



④寄附

企業



⑤税額控除

企業が所在する自治体
(法人住民税・法人事業税)



国
(法人税)

◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数:46道府県1,491市町村(令和7年4月1日時点)

【参考】地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る体系整理

まち・ひと・しごと創生法

国と地方が一体となり、地方版総合戦略という具体的な計画を立て、【まち・ひと・しごと創生】という目標（魅力的な地域づくり・人材確保・雇用創出）を達成するために、それぞれの地域の実情に合わせて施策を進めていく。

第2期夢・未来 たからづか創生総合戦略

【基本目標1】

心がつながり、健康と安心を実感できる まちづくり

【基本目標2】

子どもがいいきいと育ち、子育て世代に選ばれるまちづくり

【基本目標3】

活力あふれる、創造性豊かなまちづくり

地域再生法の認定制度に基づく特別の措置

地方創生応援税制
（企業版ふるさと納税）



地方創生の取組を加速化させるために、民間資金も活用しながら総合戦略に基づく事業を積極的に実施していく。

■地方創生応援税制に係る地域再生計画

総合戦略の基本目標1～3を【まち・ひと・しごと創生寄附活用事業】として位置付けている
※R2年度の制度改正により、総合戦略を大括り化して申請することが可能となった。

2 改正の背景・目的

■国の交付金と併用して複数年で活用

従来は当該年度に受領した寄附金は当該年度の事業に活用していたが、この度、企業版ふるさと納税と併用が可能な国の交付金（地域未来交付金）を活用して複数年にわたり実施する予定の事業に対して、某企業から企業版ふるさと納税寄附をいただける運びとなったため、当該寄附金を「宝塚市ふるさとまちづくり基金」に積み立て、複数年かけて活用していく。

3 基金への積立てに係る取扱い

■基金の要件(地域再生計画認定申請マニュアル(各論)より抜粋)

- ① 地方公共団体が設置する基金であって、取り崩し型のものであること。
- ② 当該基金の設置根拠となる条例において、その目的が事業単位で特定のもののみに限定されることが明確に定められているものであるほか、複数の事業の実施を目的とする場合には、全ての事業が地域再生計画に記載されたものであること。
- ③ 基金に積み立てる時点において、後年度の支出が確実に見込まれるものであること。

4 改正内容

■宝塚市ふるさとまちづくり基金条例

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業に要する費用に充てる場合に限り、予算に計上して処分することができる。

- (1) 歌劇のまち宝塚の魅力向上に関する事業
- (2) 宝塚市立手塚治虫記念館を生かしたまちづくりに関する事業
- (3) 子どもたちの健やかな成長に関する事業
- (4) 環境にやさしいまちづくりに関する事業
- (5) 安全で安心して暮らせるまちづくりに関する事業
- (6) にぎわいと活力に満ちたまちづくりに関する事業
- (7) 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

【活用事業を追加】

企業版ふるさと納税寄附活用事業に充当できるようになる。

5 施行日

■公布の日

※本条例改正案については、内閣府に事前相談を行い、内容確認済み。